

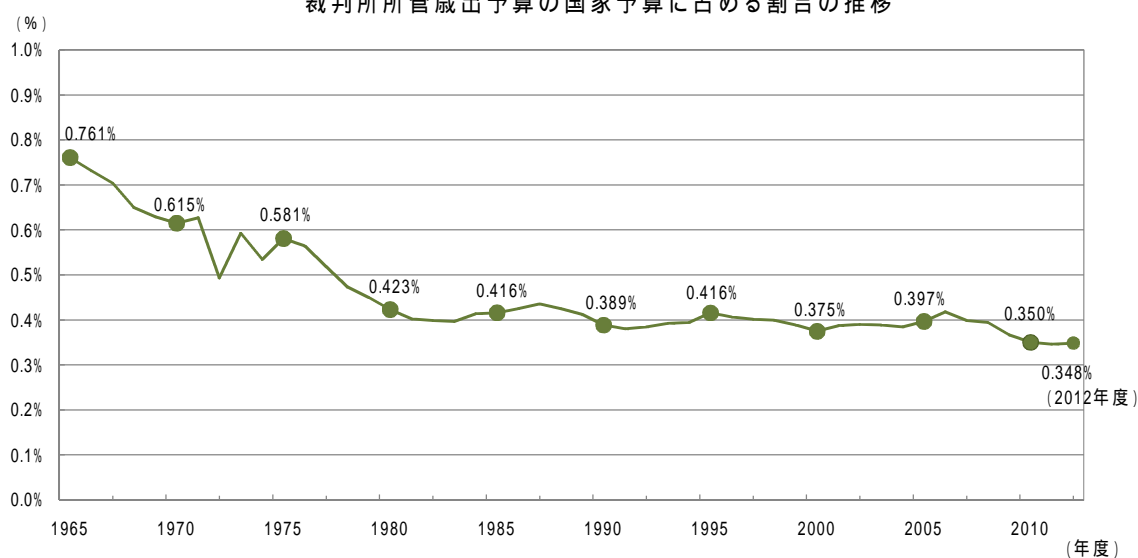
第2章 司法関連予算

日弁連が裁判所、検察庁とともに、我が国の司法の一翼を担う存在であることは言うまでもない。そして、司法全体の発展が国家予算の中の司法関連予算に大きく左右されるものであることもまた明らかである。

以下は、国家予算全体の中で、裁判所関連の予算の占める割合についてまとめたものである。これを見ると、もともと1%以下という低い割合にとどまっていたものであるが、さらに減少傾向にあることが分かる。近時はおおむね0.4%前後で推移している。

現在、裁判所における審理期間の短縮等が重要課題として議論されているが、そのためには裁判官等の大幅増員が必要不可欠であり、裁判所関連予算の大幅拡充が求められるところである。

裁判所所管歳出予算の国家予算に占める割合の推移



年度	裁判所所管歳出予算 (百万円)	国家予算に占める 裁判所予算の割合	国家予算歳出総計 (百万円)
1965	27,827	0.761%	3,658,080
1970	48,895	0.615%	7,949,764
1975	123,645	0.581%	21,288,800
1980	180,102	0.423%	42,588,843
1985	218,392	0.416%	52,499,643
1990	257,404	0.389%	66,236,791
1995	295,048	0.416%	70,987,120
2000	318,666	0.375%	84,987,053
2005	325,949	0.397%	82,182,918
2010	323,178	0.350%	92,299,193
2011	320,022	0.346%	92,411,613
2012	314,665	0.348%	90,333,932

【注】2010年度までは5年置きで表示。

下表は、司法関連予算のうち、司法修習生手当及び修習資金貸与金（裁判所予算の内訳の一つ）、検察庁、検察審査費、法律扶助事業費補助金、日本司法支援センター運営費をまとめたものである。

司法修習生手当（注1）

年度	予算額(百万円)
2001	5,763
2002	5,790
2003	6,387
2004	6,421
2005	7,596
2006	9,149
2007	10,030
2008	10,499
2009	10,895
2010	6,905
2011	6,545
2012	252

検察審査費（注2）

年度	予算額(百万円)
2001	6,092
2002	6,181
2003	6,094
2004	5,972
2005	5,977
2006	5,872
2007	5,807
2008	5,958
2009	341
2010	378
2011	359
2012	367

修習資金貸与金（注1）

年度	予算額(百万円)
2011	2,406
2012	6,024

法律扶助事業費補助金

年度	総額(百万円)
2001	2,822
2002	3,290
2003	3,489
2004	3,991
2005	4,493
2006	2,435

検察庁(計)

年度	予算額(百万円)
2001	106,110
2002	105,665
2003	104,524
2004	103,037
2005	104,151
2006	104,041
2007	104,884
2008	105,435
2009	106,771
2010	107,110
2011	105,162
2012	106,377

日本司法支援センター運営費

年度	総額(百万円)
2007	10,213
2008	10,395
2009	10,407
2010	15,542
2011	16,554
2012	14,351

- 【注】1. 司法修習生手当、修習資金貸与金について、従前、司法修習生に対し、国が給与を支給する制度（給費制）が採られていたが、裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）により、2010年11月1日から修習資金を貸与する制度（貸与制）への移行が決定した。なお、右法律の施行後に国会で成立した裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）により、2011年10月31日までの間は貸与制の実施が停止されたため、同日までに採用された司法修習生については従前どおり給与が支給され、2011年11月1日以降に採用された司法修習生については、修習資金が貸与されている。
2. 検察審査費について、従前、「検察審査会」として計上されていたが、予算構成が見直されたため、2009年度以降、職員の人権費等を除く検察審査業務に必要な経費を「検察審査費」として計上することとした。
3. 法律扶助事業費補助金については、2003年度までは実績で、2004年度以降は予算額である。また、2006年度は、上半期（4月～9月）分の予算額であり、下半期（10月～3月）分については、日本司法支援センターの運営費交付金から拠出されている。なお、法律扶助事業費補助金は2006年度限りの経費である。